

新型コロナウイルス(COVID-19)に対応した学校再開の要綱 VO.3

近隣学区と官公庁の情報をもとに登校を伴う形態で学校が再開できると判断した際は、子どもたち・保護者の皆様・教職員の安全を守るため、本要綱を基に実施し、再開後は状況を分析して、改善に努める。

1. 学校再開の方針

文部科学省「学校の新しい生活様式マニュアル VO.3」、Los Angeles County Schools「A Planning Framework for 2020-21 School Year」、Los Angeles County Public Health「COVID-19 Industry Guidance: Schools and School-Based Programs」

「Decision Pathways for Symptoms and Exposure Screening of Children at Early Care and Education Centers and K-12 Schools」

「Reopening Protocols for K-12 Schools: Appendix T1」「Protocol for COVID-19 Exposure Management Plan in K-12 School」

をもとに安全管理を行い、安心して継続して学習できる環境を保障する。

2. 安全管理について

(1) ソーシャルディスタンス ガイドラインに基づき、教育活動を実施する

①各机を6フィート開け、黒板に向けて配置する。12人以上の学級については、教室の棚等を撤去することで床面積を広げたり、NICC(図書館)や中庭を活用して授業を行う。教員と児童生徒の距離が6フィートを保てない箇所には、シールドを張る。

②登下校時、トイレ、手洗い場や校庭など、子どもたち同士の距離が6フィートになるよう、目印をつけたりシールドを張り、教員が監督する。

③校舎全体の出入り口の流れを整理し、児童生徒は、廊下を一方通行使用とする。尚、教員の廊下使用は両方通行とするが、児童生徒が通る際は6フィートを保つよう脇によけることとする。(4.(4)図参照)

④登校する人数の割合と学年などの対象は、LA保健局からの指示によって決まる。10月8日(木)の時点では、試験のために9名以下が登校することが許可されている。

⑤校庭にフラフープを置き、6フィート開けて下校時などに整列できるようにする。

(2) 飛沫が飛ぶ可能性、人と人が接触する機会の多い教育活動は登校時には行わない形態で開始する。

①音楽における「歌唱・器楽」、体育はDLで指導し、実技の習得度を把握する際は、ZOOMを活用して行う。

②昼食・調理実習のような、マスクを外す活動は行わない。

③理科の実験や従来のグループ活動は、グループを組んだ対面では行わない。

④集団活動(全校朝礼・委員会・掃除)や保護者参観を伴う行事は実施しない。

(3) 衛生管理

①児童生徒教職員は家を出る前に必ず検温を行い、健康チェック(グーグルフォーム)を提出してから登校する。本人と同居者の健康状態に問題がない(健康チェックに表記されている症状がすべてない)時のみ、登校できることとする。

②児童生徒教職員は、[マスク取り扱いガイダンス](#)(※)に従い、毎日清潔なマスクを着用した者のみ校舎内に入れることとする。また、予備の未使用マスクを1枚、記名した紙袋に入れて持参し、ご希望のご家庭のみフェイスシールドを着用してもよい。尚、児童生徒が体調不良になった場合は、学校が準備する医療用マスクを着用し、基本疾患のためにマスクの着用ができない場合は、担任に事前に相談する。(※One-way Valve Maskは使用しない)

③指導にあたる教職員は定期的にPCR検査を受ける

④手洗いの時間を設け、定期的に手を洗い、咳やくしゃみの直後にはサニタイザーで消毒するよう習慣づける。

⑤用具の共有はできるだけ避け、児童生徒が手を触れる場所や用具などは使用すること、共有で使用する箇所については、LA 保健局のガイドラインに従って消毒する。

⑥十分な換気を行うために、教室のドアと窓は全開にし、扇風機を活用して換気を行う。

⑥不要不急の場合は、保護者の皆様と一般外部の校内への立ち入りは行わず、事務局と担任への問い合わせは電話・メール・ZOOM で行い、緊急の場合は、野外のガゼボで6フィートを保って面談する。校内や図書館などの室内に入る場合は、健康状態のアンケートに回答し検温を行い、マスクを着用していただく。

⑦分散登校期間は、図書館(NICC)を教室として使用するため、図書館一般開放は行わず、感染状況に沿って青空図書館のような形式で図書を貸し出しする。感染防止のため、貸し出した図書は4日間隔離後、書庫に戻す。

⑧登校中に健康チェックに記載した症状があった場合は、体調不良のお子さまを教室で安静に休ませ、該当学級の他の児童生徒を中庭に移動する。体調不良のお子さまについては、速やかな下校をお願いし、帰宅後主治医に相談の後、必要であればPCR検査を受け、結果を学校にご連絡いただく。尚、胸の痛みや、口びるの変色がある場合は、911にすぐ連絡を取る。他の学級の児童生徒については、PCR検査結果がでるまで、中庭を教室として登校し、学習を継続する。

⑨⑧が感染であったという検査結果がでた場合は、該当するご家庭にLA保健局に提出する書類の記入をお願いする。該当学級については、数日間DLに学習を切り替え、Department of Public Health と Acute Communicable Disease(ACD)に連絡をとり、濃厚接触者の調査や消毒等の指示を仰ぐ。学校は濃厚接触者とみなされるご家庭に連絡し、PCR検査を受けていただく流れを確認し、関係する児童生徒の情報をLA保健局の指定用紙に記録して提出する。

⑩⑧⑨の対応はLA保健局の指示をまとめた添付資料 p6-7 に従い、学校が保護者に次の対応を伝えていく。

(4) 差別のない安心した環境づくり

①学校は、氏名や病状などを含む身体に関する個人情報を一切開示しない。

②体調不良の児童生徒教職員への差別が起こらないよう、道徳教育に重点をおいて指導を行う。

③養護教諭を中心に、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身につけるように指導を行う。

3. Hybrid 中でも DL で受講する手続

下記のいずれの場合も、手続を行うことで欠席とせずに、教室での授業を録画したビデオなどを活用して、学習できるよう配慮する。(学校文書としての正式書類「要録」では出席停止と表記)

(1) 基本疾患(呼吸器疾患・心不全・糖尿病等)があることで新型コロナウイルスが重症化するリスクが高い児童生徒については、学校再開時までに主治医の見解を示す書類の提出をお願いする。

(2) 感染等が不安で登校を希望しない家庭については、担任と授業の受講方法について打ち合わせを行い、書類提出を行っていただく。

(3) 一時帰国の児童生徒については、一時帰国に関わる書類をご提出いただく。二重在籍の場合は該当校、または教育委員会と本校とで連携を取る。

(4) 連邦・州政府またはロサンゼルス市が指定する諸外国へ渡航する場合は、旅行届を提出し、米国入国から2週間を自宅待機とする。

(5) Hybrid 開始時から1か月後に、すべての受講をDLに切り替えたい場合は、月末までに担任と事務局に連絡し、授業料の調整を別途行う。但し、受講形態の変更は1度だけとし、その後の変更は行わない。

4. 欠席の定義と連絡方法・Hybrid を DL に切り替える場合について

(1) Hybrid 登校を欠席する場合は、健康チェックの下段に「～のため」と理由を記して保護者が連絡する。

(2) 全ての教科をDLで受講する場合は、Google Classroom へのアクセスが全くない状態を欠席とみなし、事前に欠席連絡をする場合は、プライベートコメントやメールにて直接担任にを行うこととする。尚、欠席連絡は保護者が行う。

(3) 担任が体調不良のため、その日の授業をすべて DL に切り替える場合は、7:30 までにメールやテキストでご家庭に連絡をする。

(4) 教科担任が体調不良で登校できない場合は、担任等が教室で監督して、教科担任が準備した授業を行う。

(5) 担任や教科担任が長期にわたり体調不良となり、指導ができない場合は、代講が DL で指導する。この際、1 学期の指導が指定時数より少なかった理科・家庭科・体育・音楽などに切り替えることも検討する。

(6) 添付資料 p6 に従い、教員が Hybrid 登校による指導が可能かどうかを判断し、保護者連絡する。

(7) 7 月 24 日発行の LA 保健局の規定により、基礎疾患等のため在宅勤務となる教員の教科についても、DL で指導とする。

5. 休校の判断と期間

LA 保健局の規定により、下記の場合、全学年を対象に休校とする

(1) 2 週間以内に LAUSD 内の 25%以上の学校が感染のため休校となった場合

(2) 本校にて学年を超えて複数の感染が発生した場合

(3) 2 週間以内に本校にて 6 名の感染が発生した場合

6. 分散登校とハイブリッド授業

(1) 方針

① 分散登校にそなえ、児童生徒が精神面と生活習慣を整えられるよう支援する。

② 10 月 5 日(月)に LA 保健局が公表した K-2 年生の規定に従い、K-2 年の再登校準備をすすめる。

③ 10 月 5 日(月)の時点での LA 保健局の Cohort の規定は

・ 12 名以下の小グループが固定した指導者 2 名以下とすべての活動を共にする

・ 異なる Cohort が接触しないように 1 日の活動を行う

④ 主要 5 教科（国語・算数/数学・生活科・社会科・理科・中学部英語・道徳）を教室で受講する。

⑤ 上記以外の教科（ELD・ART・MUSIC・体育・学級活動等）を DL で学習する。ELD・MUSIC・ART は、課題投稿だけでなく、ZOOM 授業とセットにして指導することで、児童生徒が教員に直接質問できるようにする。学年合同で行う ZOOM アートについては必要と思われる場合、支援員が授業に参加する。

⑥ 小学部高学年と中学部については、DL の時間に補習の演習を自習で行えるように課題を指示し、その解説を教室で行うことで、補習の指導とする。

⑦ 中学部は午前中の DL のみ 45 分の短縮校時とし、登校して受講する授業はすべてを 50 分授業で行う。

⑧ 自宅で児童生徒が DL 学習を行っている時間を、教室や教具の消毒などの学校整備の時間に充てる。

⑨ 2 学期以降の行事については、「2 安全管理」に基づき、形式を変更して実施できるかを検討する。

⑩ 分散登校時の授業時数は、補習以外、通常の時数分を確保し、学習進度が遅れないようにする。

⑪ LAS テストを受験していない場合は、学校が ABC のレベル別を暫定的に決め、通常の ELD を開始する。当面の間、英検としての時間は設置しないが、ELD の授業の中で、英検対策や模試受験を行う。

⑫ 月 1 回の職員会議日や特別行事の日は特別校時ですべての授業を DL にて実施する。

ロサンゼルス保健局の指示により、登校人数の割合(%)を決めるため
下記の方法(50%登校)に引きあげるまでに、段階をふむ可能性が高い

	1年	2年	3年		4年	5年	6年	7年	8年	9年
午前約 45名	教室での 指導	教室での 指導	教室 月,火	教室 水,木,金	教室での 指導	DL 学習	教室での 指導 昼食前下校	DL 学習	DL 学習	DL 学習
午後約 45名	DL 学習	DL 学習	DL 学習	DL 学習	昼食後登校 教室での 指導	DL 学習	昼食後に登校 教室での 指導			

(2) 校時表

- ①登下校人数を制限するために、学年ごとに時差を付けて登下校する
- ②休憩時間をずらして、廊下やトイレの人数を制限する

1・2年生

3・4・6年生

5年生

中学部

木曜1限の特別活動は4・6年と同時刻にするため8:25-9:10とする

登校	8:05 ~ 8:20	登校	8:00 ~ 8:15
手を洗う時間	8:10 ~ 8:20	手を洗う時間	8:05 ~ 8:15
朝の会	8:20 ~ 8:30	朝の会	8:15 ~ 8:25
1時間目	8:30 ~ 9:15	1時間目	8:25 ~ 9:10
2時間目	9:25 ~ 10:10	2時間目	9:20 ~ 10:05
手を洗う時間	10:10 ~ 10:15	手を洗う時間	10:05 ~ 10:10
3時間目	10:20 ~ 11:05	3時間目	10:15 ~ 11:00
4時間目	11:15 ~ 12:00	4時間目	11:10 ~ 11:55
帰りの会	12:00 ~ 12:10	帰りの会	11:55 ~ 12:05
下校	12:10 ~ 12:25	下校	12:05 ~ 12:20
5時間目	13:20 ~ 14:05	5時間目	13:20 ~ 14:05
6時間目	14:15 ~ 15:00	6時間目	14:15 ~ 15:00
7時間目	15:10 ~ 15:55	7時間目	15:10 ~ 15:55

※ 3・4・6年と5分差をつけて、トイレ使用に集中しないようにする
※ 5年と中学部に兄弟がいる場合は、外で10-15分かかる

※ 理科があるので3・4・6年は同じ校時が良い
※ 5年と中学部に兄弟がいる場合は、外で10-15分かかる

1時間目	8:40 ~ 9:25	1時間目	8:40 ~ 9:25
2時間目	9:35 ~ 10:20	2時間目	9:35 ~ 10:20
3時間目	10:30 ~ 11:15	3時間目	10:30 ~ 11:15
NICC消毒	12:10 ~ 12:25		
登校	12:30 ~ 12:45	登校	12:25 ~ 12:40
手を洗う時間	12:35 ~ 12:45	手を洗う時間	12:35 ~ 12:40
HR	12:45 ~ 12:55	HR	12:40 ~ 12:50
5時間目	12:55 ~ 13:40	5時間目	12:50 ~ 13:40
6時間目	13:45 ~ 14:30	6時間目	13:50 ~ 14:40
手を洗う時間	14:30 ~ 14:40	手を洗う時間	14:40 ~ 14:45
7時間目	14:40 ~ 15:25	7時間目	14:50 ~ 15:40
8時間目	15:25 ~ 16:20	8時間目	15:50 ~ 16:40
帰りの会	16:20 ~ 16:30	HR	16:40 ~ 16:45
下校	16:30 ~ 16:45	下校	16:45 ~ 17:00
NICC消毒	16:45 ~ 17:00		

③職員会議日は、下記のように統一した校時を用いる

小学部

中学部

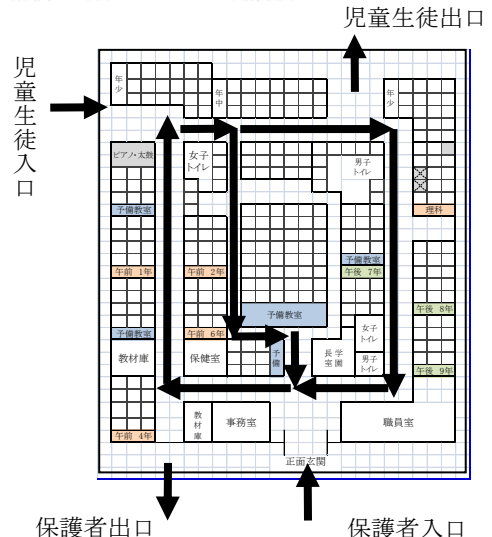
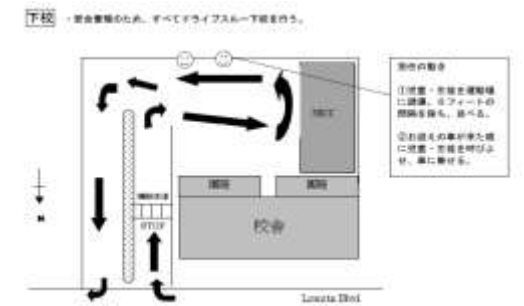
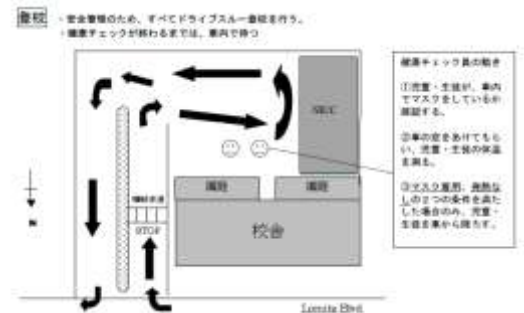
朝の会	8:20 ~ 8:35	朝の会	8:15 ~ 8:25
1時間目	8:35 ~ 9:20	1時間目	8:25 ~ 9:15
2時間目	9:30 ~ 10:15	2時間目	9:25 ~ 10:15
中休み	10:15 ~ 10:35		
3時間目	10:35 ~ 11:20	3時間目	10:25 ~ 11:15
4時間目	11:30 ~ 12:15	4時間目	11:25 ~ 12:15
昼休み	12:15 ~ 13:20	昼休み	12:15 ~ 13:25
5時間目	13:20 ~ 14:05	5時間目	13:25 ~ 14:15
6時間目	14:15 ~ 15:00	6時間目	14:25 ~ 15:15
7時間目	15:10 ~ 15:55	7時間目	15:25 ~ 16:15

(3) 登下校方法 (下図・ビデオ参照)

- ①東側横断歩道ではなく NICC 側奥のゲートから下図のようにドライブスルー形式で登下校する。
- ②登校時は車中で待ち、担当教員が「マスク着用・最終体温の確認」を行って許可を得てから下車する。
- ③下校時は、担任が車まで児童生徒を誘導し、保護者は下車しないこととする。
- ④安全管理のため待機室は設けず、兄弟関係は遅い時間に合わせて来校していただき、校時の時差である 10-15 分間を担任と外でお迎えを待つ。
- ⑤担任に連絡がある場合は電話や ZOOM を活用し、登下校時に校庭などで時間をとって話すことは控える。

(4) 使用教室と廊下・出入り口の方向

校舎使用を一方通行とすることで
対面接触を防ぐ。



5. ご家庭にご協力をお願いすること

- (1) お子さまの登校前に必ず検温し、家を出る前に、健康チェックのグーグルフォームを学年別に提出する
- (2) 長期の自宅待機で体力が落ちていることを考慮し、軽い体調不良でも無理をせず、登校を見合わせる。
- (3) 安全管理のため、時間通りに送迎をお願いする。
- (4) ご家庭内で感染者または濃厚接触者がいらした場合は、学校まで至急ご連絡をいただく。
- (5) 学校再開までに、年齢ごとに指定されている予防接種を行い、学校再開時に用紙を事務局に提出する。インフルエンザの予防接種は10月下旬に受ける強く推奨する。
- (6) 緊急連絡先に変更がある場合は、事務局にお知らせいただく。

6. 現状報告と今後について

(1) 10月2日(金)の英検準会場試験を実施するために、9月25日(金)に「[試験と特別支援のための学校再開手続き](#)」をLA保健局に申請しました。この申請は、保護者の方からご承認サインを集めなくとも可能となっており、保健局に提出した書類は本校の[WEBSITE](#)からご覧いただけます。この書類をご覧になり、お問い合わせがある場合は、事務局までお願いいたします。(提出書類「Reopening Protocols for K-12 Schools: Appendix T1」「Protocol for COVID-19 Exposure Management Plan in K-12 School」)

(2) 10月5日(月)、LA保健局はK-2年生を対象とした学校再開のためのWaiver Programの申請を開始しました。但し、1週間に30校のペースで申請を許可、フリーミール供給校を優先して許可していく仕組みになっています。尚、Waiver Programとは、特別に一足先に学校再開をする手続きですので、対象となるK-2年生の保護者の皆様から承認していただく必要がございます。

(3) 10月7日(水)、LA保健局より、学校再開の基準に関する確認とアドバイスを受ける学校訪問がありました。

(4) 学校再開の要綱VO3についてご質問がある場合は、10月12日(月)までに下記のグーグルフォームにお書きください。K-2年生に関するご質問については、13日(火)までに先行してご回答いたします。

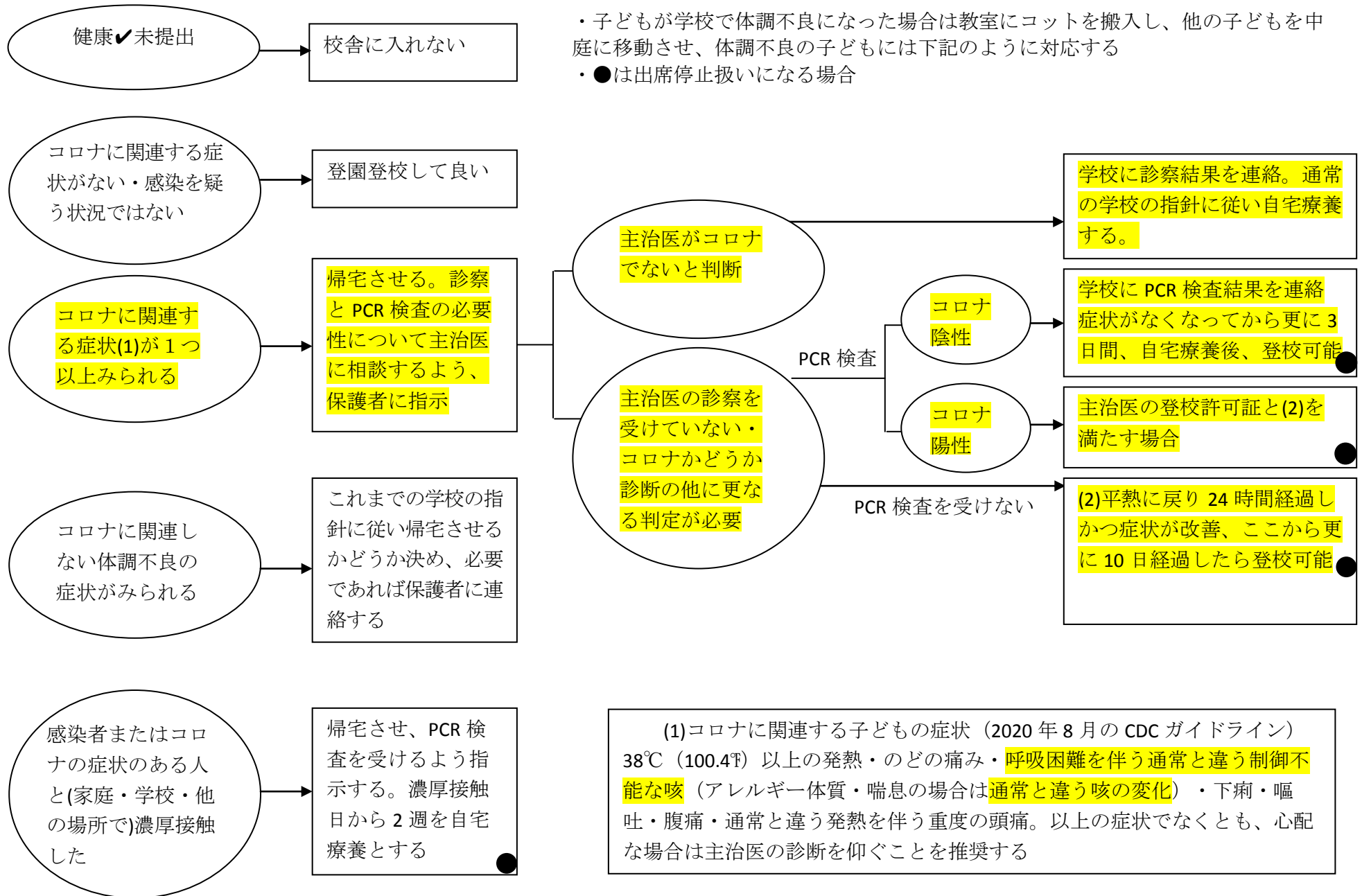
要綱VO3に関する質問アンケート：<https://forms.gle/7XPuMPdffUUVyHmY6>

(5) K-2年生の保護者の方で、この要綱にて学校再開をすることにご承認いただける場合は、10月15日(木)までにデジタル承認にサインをお願いいたします。

(6) 10月19日(月)までにK-2年生のWaiver Programを申請いたします。申請に必要な書類は下記となっており、承認署名以外は学校WEBSITEからご覧いただけます。尚、学校再開の要綱VO3は(2)の英文書類「Reopening Protocols for K-12 Schools: Appendix T1」「Protocol for COVID-19 Exposure Management Plan in K-12 School」のうち、ご家庭に関係する部分を日本語で記載し、文部科学省等からの指示を加えたものとなっております。(申請書類：学園長申請レター・(2)の英文書類2通・教職員の承認・保護者(K-2)の承認)

(7) LA保健局によりますと、刻一刻と規定の更新が行われていくそうです。3年生以上の学年については、新たな登校再開について進展がございました時点で、再度ご連絡いたします。引き続き学校からの連絡をお読みいただきますよう、宜しくお願いいたします。

	小学部再開までの流れ	中学部再開までの流れ
3日前	時間割変更 ※編入生は制服準備	
2日前	時間割変更	時間割変更 ※編入生は制服準備
1日前	職員会議・校舎整備日：授業なし・LAS TEST 実施	時間割変更
再開1日目	1年は入学式(正面玄関駐車場にて) 「オリエンテーション・避難訓練」	7年は入学式(正面玄関駐車場にて) 「オリエンテーション・避難訓練」
再開2日目	Hybrid 時間割で授業開始	



学校で接触が起きた場合の濃厚接者への対応

添付資料 2

- ・濃厚接触者の定義：感染者と 15 分以上、6 フィート以内にいた者・コロナの症状のある者の体液や分泌物に直接接触した者
- ・●は出席停止扱いになる場合

